

営業関係手数料一覧表 その1 (風俗等営業、警備業)

令和元年10月1日

風俗営業等関係

項目	種別	内容	金額
風俗営業の新規許可	1 ぱちんこ屋	① ぱちんこ屋又は政令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機が認定を受けた遊技機の場合	同時申請の場合は8,600円を減額
		ア 3ヶ月以内の期限を限ったの営業	15,000円
	2 上記1以外の営業	イ その他の営業	25,000円
		② 同上遊技機について、認定を受けた遊技機以外の遊技機(検定遊技機)がある場合	上記ア又はイの額+2,800円+検定遊技機〇台×40円
		① 3ヶ月以内の期限を限ったの営業	14,000円
② その他の営業(ぱちんこ屋以外)	24,000円		
震災等滅失後の許可	滅失特例	火災、震災等により滅失した営業所につき特例許可を受けようとする場合	上記のそれぞれの額に6,800円を加算
再交付		許可証の再交付	1,200円
相続承認		相続の承認	9,000円(同時申請は、2件目からは3,800円)
合併承認		風俗営業者たる法人の合併の承認	12,000円(同時申請は、2件目からは3,800円)
分割承認		風俗営業者たる法人の分割の承認	12,000円(同時申請は、2件目からは3,800円)
変更承認		構造設備の変更承認	9,900円
書換え		許可証の書換え	1,500円
特例認定		特例風俗営業者の認定	13,000円 同時申請は、2件目からは10,000円
特例認定証の再交付		特例風俗営業者の認定証の再交付	1,200円
遊技機の変更承認	ぱちんこ遊技機の増設・交換	① 変更承認を受けようとする遊技機が認定を受けた遊技機の場合(認定遊技機のみ) ② 同上遊技機に検定を受けた遊技機がある場合(検定遊技機1台当たり40円を加算)	2,400円 5,200円+(検定遊技機〇台×40円)
遊技機の検定	本部扱い	検定	型式試験を受けた型式 3,900円 他公安委員会の検定を受けた型式 6,300円
遊技機の認定	認定申請	同一型式の検定遊技機に係る認定申請(1機種の場合)	4,340円+(台数-1)×40円
		型式Aの検定遊技機〇台 型式Bの検定遊技機〇台 に係る認定申請(2機種の場合)	型式A:4,340円+(台数-1)×40円=小計1 型式B:4,340円+(台数-1)×40円=小計2 小計1+小計2=合計金額
		型式Aの検定遊技機〇台 型式Bの検定遊技機〇台 型式Cの検定遊技機〇台 に係る認定申請(3機種の場合)	型式A:4,340円+(台数-1)×40円=小計1 型式B:4,340円+(台数-1)×40円=小計2 型式C:4,340円+(台数-1)×40円=小計3 小計1+小計2+小計3=合計金額
管理者講習	受講申込手数料		2,600円
性風俗関連特殊営業の開始届	性風俗関連特殊営業の届出確認書の交付	① 店舗型性風俗特殊営業 店舗型電話異性紹介営業	11,900円
		② 無店舗型性風俗特殊営業(受付所を設けるもの)	3,400円と8,500円に受付所数を乗じて得た額との合計額
		ア 無店舗型性風俗特殊営業(②を除く)	3,400円
		イ 映像送信型性風俗特殊営業 ウ 無店舗型電話異性紹介営業	
性風俗関連特殊営業の変更届	性風俗関連特殊営業の変更届に係る届出確認書の交付	① 無店舗型性風俗特殊営業第1号で受付所の新設に係るもの ② ①以外のもの	1,900円と8,500円に受付所数を乗じて得た額との合計額 1,500円
届出確認書再交付		性風俗関連特殊営業の届出確認書の再交付	1,200円

※ 深夜における酒類提供飲食店営業の開始届出については、手数料なし

風俗営業等関係(特定遊興飲食店営業)

項目	種別	内容	金額
許可申請	特定遊興飲食店営業	① 3ヶ月以内の期限を限った営む営業	同時申請の場合は8,700円を減額 14,000円
		② その他の営業	24,000円
震災等滅失後の許可	滅失特例	火災、震災等により滅失した営業所につき特例許可を受けようとする場合	上記のそれぞれの額に6,800円を加算
再交付		許可証の再交付	1,100円
相続承認		相続の承認	8,700円(同時申請は、2件目からは3,800円)
合併承認		風俗営業者たる法人の合併の承認	12,000円(同時申請は、2件目からは3,800円)
分割承認		風俗営業者たる法人の分割の承認	12,000円(同時申請は、2件目からは3,800円)
変更承認		構造設備の変更承認	9,900円
書換え		許可証の書換え	1,400円
特例認定		特例風俗営業者の認定	13,000円(同時申請は、2件目からは10,000円)
特例認定証の再交付		特例風俗営業者の認定証の再交付	1,100円
管理者講習	受講申込手数料		2,600円

警備業関係

関係条文	手数料の種類	金額	
第4条	認定申請手数料	23,000円	
第5条第5項	認定証の再交付申請手数料	2,000円	
第7条第1項	認定証の有効期間更新申請手数料	23,000円	
第11条第3項	認定証の書換え申請手数料	2,200円	
第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料	9,800円	
第22条第2項第1号	警備員指導教育責任者講習受講手数料	講習1時限について1,000円	
第22条第5項	警備員指導教育責任者資格者証の書換え申請手数料	1,800円	
第22条第6項	警備員指導教育責任者資格者証の再交付申請手数料	1,800円	
第22条第8項(現任講習)	警備員の指導及び教育に関する講習	5,000円	
第23条第1項	直接申請手数料 検定受検	空港保安警備業務・施設警備業務	16,000円
		交通誘導警備業務	14,000円
		雑踏警備業務 核燃料物質等危険物運搬警備業務・貴重品運搬警備業務	13,000円 16,000円
第23条第4項	合格証明書の交付申請手数料	10,000円	
第23条第5項	合格証明書の書換え申請手数料	2,200円	
第23条第5項	合格証明書の再交付申請手数料	2,000円	
附則第5条	旧検定合格者の審査申請手数料	4,700円	
第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料	9,800円	
第42条第2項第1号	機械警備業務管理者講習受講手数料	39,000円	
第42条第3項	機械警備業務管理者資格者証の書換え申請手数料	1,800円	
第42条第3項	機械警備業務管理者資格者証の再交付申請手数料	1,800円	